



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月15日金曜日 第1990号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	894
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....	894
地籍調査の成果の認証.....	896
土地改良区の解散.....	897
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	897
道路の供用開始（ " " ）.....	897
建設業者の許可の取消し.....	897

道路の区域変更（一般国道379号）.....	897
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	898

公 告

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託（3件）.....	898
---	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（2件）.....	900
-----------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1208号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成20年8月15日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
柳田脳神経外科	八幡浜市江戸岡一丁目7番10号	柳田 一	精神通院医療	平成20年8月1日
株式会社なつ薬局	松山市千舟町三丁目1番4号	株式会社なつ薬局	精神通院医療（薬局）	平成20年7月1日
健生薬局山越店	松山市山越五丁目13番14号	株式会社健生ファルマシア	精神通院医療（薬局）	平成20年8月1日
日本調剤川之江薬局	四国中央市川之江町2325番1	日本調剤株式会社	精神通院医療（薬局）	平成20年8月1日
よつば薬局駅前西通店	八幡浜市江戸岡一丁目7番15号	よつばメディカルサービス株式会社	精神通院医療（薬局）	平成20年8月1日
北条薬局	松山市北条辻268番4	株式会社アガスト	精神通院医療（薬局）	平成20年8月1日

○愛媛県告示第1209号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年8月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
平田ショッピングセンターA敷地	松山市平田町190番地外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 雄一	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏	平成19年4月1日	平成20年7月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
平田ショッピングセンターB敷地	松山市平田町162番地1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	平成18年11月22日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ウイル 代表取締役 中村 雄一	株式会社ウイル 代表取締役 森田 優秀	平成19年4月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1210号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキone新居浜	新居浜市瀬戸町甲4075番地	大規模小売店舗の名称	ダイキEX新居浜	ダイキone新居浜	平成20年7月30日	平成20年7月31日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1211号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ伊予店	伊予市下吾川1042番1外	大規模小売店舗の名称	ディック伊予店	ダイキ伊予店	平成18年8月20日	平成20年7月31日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	平成18年11月22日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ宮内店・スーパー田中	伊予郡砥部町宮内1031番地1他	大規模小売店舗の名称	ディックミニ宮内店・スーパー田中	ダイキ宮内店・スーパー田中	平成18年8月20日	平成20年7月31日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下 雄輔	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	平成18年11月22日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社田中青果 代表取締役 田中 潤	有限会社田中青果 代表取締役 田中 潤		
		大規模小売店舗を設置する者の住所	ダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号	ダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号	平成16年5月26日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社田中青果 伊予郡砥部町千足238番地	有限会社田中青果 伊予郡砥部町宮内1029番地		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1213号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
東温市	河之内の一部	平成18年度から平成19年度まで	東温市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成20年 8月15日

○愛媛県告示第1214号

内子町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、平成20年 8 月 6 日解散した。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	四国中央市土居町天満1548番 6 から 同町天満1538番 5 まで	旧	メートル 11.0 ~ 12.0	キロメートル 0.110	
			新	11.8 ~ 15.0	0.110	

○愛媛県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	四国中央市土居町天満1548番 6 から 同町天満1538番 5 まで	平成20年 8月15日

○愛媛県告示第1217号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 15) 第15379号	平成15年 8月14日	(有) コームズ	門 田 要	松山市高野町甲115 - 1	平成20年 7月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第11247号	平成18年 8月31日	(有) 共栄塗装店	水 沼 勇	松山市南吉田町931	平成20年 7月3日	大工工事業、左官工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般・特 - 17) 第7287号	平成17年 9月4日	橋本興業(株)	橋本 忠一	松山市久米窪田町791	平成20年 7月4日	土工事業 とび・土工事業 さく井工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第14136号	平成15年 11月9日	(有) 半鐘元装飾	久 保 圭三	東温市横河原1297 - 5	平成20年 7月8日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 20) 第14145号	平成20年 6月23日	(有) 宮崎金属	宮 崎 英樹	松山市古三津 1 - 5 - 11	平成20年 7月15日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第223号	平成18年 9月20日	(株) 丸居板金工業	丸 居 信司	松山市木屋町 3 - 9 - 10	平成20年 7月30日	板金工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町川登1033番 2 から 同町万年470番 5 まで	旧	メートル 4 5 ~ 49 5 9 6 ~ 86 .1	キロメートル 1 962 1 780	
			新	9 6 ~ 86 .1	1 780	

○愛媛県告示第1219号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ノマズ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ノマズ地区）計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 8月18日から 9月12日まで

3 縦覧場所

内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第1220号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮の下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 8月15日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮の下地区）計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 8月18日から 9月12日まで

3 縦覧場所

内子町役場内子分庁

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

元今治南高等学校山路農場敷地調査測量業務 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成21年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

元今治南高等学校山路農場
愛媛県今治市山路字木ノ谷759番 1

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県内に事務所を有する土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人又は社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(3) 土地家屋調査士業務の履行等に関する損害賠償責任保険に加入していること。

(4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札の日時等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 2558

(2) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年 9月17日（水）午後 1 時30分

愛媛県庁本庁舎 本館 2 階総務部会議室（入札室）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条第2号の規定を適用し、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に2の(3)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出すること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

元今治南高等学校大島分校公舎敷地調査測量業務 1式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成21年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

元今治南高等学校大島分校公舎
愛媛県今治市吉海町福田1365番 1

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県内に事務所を有する土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人又は社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(3) 土地家屋調査士業務の履行等に関する損害賠償責任保険に加入していること。

(4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札の日時等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

(2) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年 9月17日（水）午後2時

愛媛県庁本庁舎 本館2階総務部会議室（入札室）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条第2号の規定を適用し、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に2の(3)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出すること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量
元南宇和高等学校職員住宅敷地調査測量業務 1式
 - (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 委託期間
契約日から平成21年3月31日まで
 - (5) 委託業務の履行場所
元南宇和高等学校職員住宅
愛媛県南宇和郡愛南町御荘和口67番1
 - (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 愛媛県内に事務所を有する土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人又は社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
 - (3) 土地家屋調査士業務の履行等に関する損害賠償責任保険に加入していること。
 - (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- 3 入札及び開札の日時等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

- 愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2558
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成20年9月17日(水)午後2時30分
愛媛県庁本庁舎 本館2階総務部会議室(入札室)
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条第2号の規定を適用し、免除する。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に2の(3)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出すること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。

雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成20年8月5日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。
平成20年8月15日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆三

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
主要地方道広見三間宇和島線道路改築工事(愛媛県宇和島市三間町迫目地内から三間町務田地内まで)
- 3 収用及び使用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測 [㎡]			
収用	愛媛県宇和島市三間町迫目	329番	田	田	205	205.16	96.82	宇和島市丸穂町2丁目3番2号 山口 英夫		
使用	愛媛県宇和島市三間町迫目	329番	田	田	205	205.16	20.06	宇和島市丸穂町2丁目3番2号 山口 英夫		

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成20年8月5日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成20年8月15日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

主要地方道広見三間宇和島線道路改築工事（愛媛県宇和島市三間町迫目地内から三間町務田地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)		受 付 番 号		
愛媛県宇和島市三間町務田	923番	雑種地	宅地	78	65.62	61.88	不明 ただし、土地登記簿表題部所有者 大字務田 持分9分の1 河田 弥四郎 持分9分の1 宮下 伊勢松 持分9分の1 河田 音次郎 持分9分の1 新谷 常吉 持分9分の1 谷村 喜三郎 持分9分の1 池田 栄治 持分9分の1 池田 平治 持分9分の1 松浦 和二郎 持分9分の1 河田 嘉一			